

被扶養者認定における年間収入の判定方法の見直しについて（ご案内）

このたび、厚生労働省の通知を踏まえ、被扶養者認定における「年間収入の判定方法」について取扱いを一部見直しましたので、ご案内します。（認定日が2026年4月1日以降の申請から適用）

記

【変更のポイント】

1. 労働契約の内容で年間収入を判定

労働条件通知書（雇用契約書など、労働契約内容が分かる書類）に記載された**時給・労働時間・労働日数等から算出される年間収入**により、被扶養者に該当するかを判定します。

2. 対象となる方

本取扱いの対象被扶養者は、**収入が給与のみの方**です。

次のような場合は、本取扱いの対象外となります。

- ・労働契約内容から年間収入を算出できない場合
（例：シフト制で勤務時間が不明確、労働日数や時間に幅がある場合、契約期間が1年未満 等）
- ・給与収入以外に、年金収入・事業収入などがある場合

3. 年間収入が基準額を超える見込みとなった場合

被扶養者の年間収入が基準額を超える見込みとなった場合は、収入の状況に応じて、扶養削除の手続きが必要となることがあります。

- ・労働条件通知書等により年間収入を算出できる場合
→ 定期的な収入確認（現況確認）の際に必要なに応じて扶養削除の手続きを依頼します。
- ・労働日数や労働時間に幅がある場合など年間収入が算出できない場合や、給与収入以外の収入（年金・事業収入等）がある場合
→ 認定基準額を超える見込みとなった時点で、速やかに扶養削除の届出が必要です。

以 上